

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部〔秘書広報課、政策推進課（政策推進プロジェクト室・中心市街地活性化推進室）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、看護専門学校〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年12月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	堂	前	一幸

## 平成26年度企画政策部に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成26年10月24日（金）

### 2 監査の対象

秘書広報課、政策推進課（政策推進プロジェクト室・中心市街地活性化推進室）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、看護専門学校（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

各課等における予算の執行、事務処理、統一減免基準適用による使用料の徴収については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

#### 補助金交付及び実績報告について

補助金交付にあたっては、必要な額を算出し余分な繰越しをしないよう努めていただき、事業報告と会計年度決算を団体監査終了後速やかに提出していただくよう指導していただきたい。

### 5 各課等の予算執行状況は別表1～5のとおりである。